基幹相談支援センター実績報告/検証・検討シート（令和７年度）

１．数値実績(※福祉行政報告例；国への報告様式)

【相談支援を利用している障がい者等の人数】

| | 実人員 | | | 身体障がい | | | 重症心身障がい | | | 知的障がい | | | 精神障がい | | | 発達障がい | | | 高次脳機能障がい | | | その他 | | |
|---|
| | 当事者 | 支援者 | 計 | 当事者 | 支援者 | 計 | 当事者 | 支援者 | 計 | 当事者 | 支援者 | 計 | 当事者 | 支援者 | 計 | 当事者 | 支援者 | 計 | 当事者 | 支援者 | 計 | 当事者 | 支援者 | 計 |
| 障がい者 | 54 | 395 | 449 | 23 | 56 | 79 | 0 | 3 | 3 | 62 | 354 | 416 | 175 | 472 | 647 | 16 | 39 | 55 | 0 | 10 | 10 | 6 | 25 | 31 |
| 障がい児 | 5 | 57 | 62 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 5 | 96 | 101 | 0 | 6 | 6 | 0 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 計 | 59 | 452 | 511 | 23 | 58 | 81 | 0 | 3 | 3 | 67 | 450 | 517 | 175 | 478 | 653 | 16 | 45 | 61 | 0 | 10 | 10 | 6 | 26 | 32 |

事業者
287

【支援方法】

	訪問			来所相談			同行			電話相談			電子メール			個別支援会議			関係機関			その他			計		
	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計
件数	51	28	79	27	25	52	14	3	17	150	864	1014	14	69	83	5	17	22	0	8	8	5	15	20	266	1029	1295

【支援内容】

	福祉サービスの利用等に関する支援			障がいや病状の支援に関する支援			健康・医療に関する支援			不安解消・情緒安定に関する支援			保育・教育に関する支援			家族関係・人間関係に関する支援			家計・経済に関する支援			生活技術に関する支援			就労に関する支援		
	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計
件数	95	477	572	28	130	158	39	98	137	55	46	101	0	1	1	14	43	57	8	37	45	18	14	32	22	35	57

	社会参加・余暇活動に関する支援			権利擁護に関する支援			その他			計		
	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計	当事者	支援者	計
件数	9	22	31	3	4	7	62	271	333	353	1178	1531

２．数値実績（委託業務に係る実績値）

事業項目		件数	主な取組内容など
(1)総合的・専門的な相談支援の実施		851	相談員等への助言・課題整理・ケースカンファレンスへの参加等
(2)地域の相談支援体制の強化の取組		679	
内訳（重複あり）	ア　人材育成に関すること	120	相談員等へのOJT・グループスーパービジョン・研修会開催・研修講師・相談支援従事者養成研修・インターバル実習受け入れ等
	イ　地域の相談機関との連携に関すること	556	関係機関との連絡調整・支援のための情報共有・ネットワークの構築等
	ウ　地域生活支援拠点等の整備に関すること	3	地域生活支援拠点等整備進化プロジェクト「通称えぼプロ」への参加（打ち合わせ含む）
(3)地域移行支援・地域定着支援の促進		12	地域精神保健福祉協議会・障害児等移行促進事業・個別支援会議等への参加
(4)権利擁護、虐待の防止及び差別解消に関する取組		13	差別解消に関する会議等への参加
(5)茅ヶ崎市自立支援協議会の運営等		69	協議会運営に関する業務・事前打ち合わせ・各種会議への参加
(6)医療的ケア児等の支援に関する取組		1	医療的ケア児等の支援に関る会議・相談対応等
(7)その他基幹相談支援センターの運営にあたり必要な業務		142	基幹定例会・相談支援事業所連絡会・高齢分野に関る会議・その他会議・関係機関からの問い合わせ等

３．数値実績（障害福祉計画に係る成果目標に対する実績値）

項目	実績値	主な取組内容など
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	851	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	120	
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組み回数	556	

４．数値に関する注記欄（取組がないもの等の理由を記載）

５．相談の傾向や課題、その他の取組状況など

【相談の傾向】
・昨年度の相談実績と比較した結果、支援者からの相談件数が児童・成人を合わせて約3倍に達した。特筆すべき傾向として、相談元の機関が非常に多岐にわたっている点が挙げられる。
・他県・他市からの転入に伴う調整や、医療機関等の専門機関からの新規相談が増加している。こうした相談件数の増加に比例して、関係各所との連絡調整や頻回な情報共有といった日々の連携業務も大幅に増加。
・カンファレンスへの参加や支援に向けて必要な機関への繋ぎを行うなど、マネジメント業務を実施することで、地域の相談機関との連携も数多く実施することととなっている。

【課題】
・当事者や家族、関係機関への窓口周知は依然として重要な課題である一方、委託相談事業所の業務負担が非常に多く、新規相談への迅速な対応が困難な状況が続いている。
・相談支援体制の構築が遅れていることから、サービス利用者に対する指定特定相談支援への移行が進まず、セルフプラン解消が継続的な課題となっている。
・基幹相談支援センターが個別ケース対応（直接支援）に過度に従事せざるを得ない状況にある。その結果、本来の重点業務である「地域全体の相談支援体制構築」や「専門的人材の育成」、「困難事例に対するバックアップ」といった中核的機能への取り組みが希薄化している。
・基幹相談支援センターの本来の中核業務である「人材育成」の機能が低下しています。これにより、地域全体の相談員不足という「量的課題」に対し、既存相談員のスキルアップを図る「質的向上」の取り組みが停滞する事態を招いています。合わせて各相談支援事業所が過度な業務量に直面していることから、研修への参加機会そのものが喪失しており、地域全体の相談支援スキルの空洞化が進むという深刻な悪循環が生じる。
・適切な相談支援（ケアマネジメント）が機能しない場合、直接支援を担う福祉サービス事業所が当事者の課題や日々の支援を過度に抱え込む「支援の属人化・孤立化」を招く。
・事業所単独での対応が限界に達することで、結果として適切なアセスメントや多職種連携が阻害され、サービスの質の低下や必要な支援の断絶など、当事者に対する不利益に直結する。
・

６．基幹相談支援センターによる自己評価

項目	内容	自己評価
(1)総合的・専門的な相談支援の実施	相談支援業務に携わる相談員等が抱えるケースに対する相談を受け付け、必要な課題整理や支援を実施する。また、困難事例や緊急対応を要するケース、医療的ケア児等に関して、地域の相談支援事業者等からの要請があった場合は、必要に応じて支援及び調整を実施する。	相談員及び関係機関からの相談は増加傾向にある。個別支援やカンファレンスへ参画することで、層（チーム）での対応を構築するケースが増えてきている。なおサービス提供事業所からの相談では、グループホームからの相談が継続して寄せられ、居住支援におけるバックアップニーズは顕著である。
(2)地域の相談支援体制の強化の取組	ア　人材育成に関すること 相談支援業務に携わる相談員等に対し、相談支援業務及びサービス等利用計画、障害児支援利用計画作成等に関するスキルアップ研修やケース検討会等を実施する。	定期的なグループスーパービジョンの実施に加え、日々の個別ケースへの対応を通じて、相談員の皆様と気づきを共有。相談員と共に成長できる貴重な研鑽の機会となっている。一方で、新たに開設された事業所への「サービス等利用計画案」作成のサポートなど、本来必要とされるきめ細やかな支援体制が実施できておらず、優先課題として受け止めている。
	イ　地域の相談機関等との連携に関すること 相談支援を実施するために必要な、関係機関との連絡調整及び支援のために必要な情報を共有し、課題整理や各機関の役割を確認すること等を目的としてネットワークを構築する。	毎月1回定期的に相談支援専門員が集まる場を作り、相談員同士の相互理解がを深めている。日々の悩みや課題を共有できる「顔の見える関係」が構築され、連携体制が確立され、支援の質の向上に寄与している。また、高齢福祉領域の専門部会との合同研修会を実施し、それぞれの専門性や制度の壁を越えた対話を重ねている。互いの役割を理解し合うことで、領域を跨ぐ複雑なケースにおいても、迅速かつ円滑な連携が可能となる土壌作りを実施。
	ウ　地域生活支援拠点等の整備に関すること 市及び地域生活支援拠点等の機能充実のため茅ヶ崎市内の関係機関等で構成する茅ヶ崎市地域生活支援拠点整備連絡会と協働し、地域生活支援拠点等の整備の促進を図る。	自立支援協議会内に設置されているプロジェクトへの参加。相談支援体制や地域の協力機関へ向けた理解促進は大きな課題。
(3)地域移行支援・地域定着支援の促進	障害者支援施設や精神科病院等に関する入所者及び退所者等に対する支援である地域移行支援・地域定着支援について、その支援の促進に向けた取組を行う。	他市入所施設利用者への地域移行に向けた取り組みを行っている。市内の入所施設に関しては取り組みを行えておらず、実態を把握できていないことが根本の課題。精神科病院からの移行に関しては個別の相談は受けているものの、退院促進を実施している事業所との協働は実施できていない。
(4)権利擁護、虐待の防止及び差別解消に関する取組	地域における障がい特性へのさらなる理解を深め、合理的配慮の普及を進めるため、権利擁護、虐待の防止及び差別解消に関する取組を市と協働して実施する。	虐待防止に関しては湘南東部障害保健圏域2市1町合同開催による研修会を実施。差別解消に関しては、障害者差別協議会への参加を通し、研修を実施。
(5)茅ヶ崎市自立支援協議会の運営等	茅ヶ崎市自立支援協議会の代表者会議、運営会議及びプロジェクトについて、市と協働し企画運営を行う。各部会については、アドバイザーとして参画し、事務局のバックアップ等を行う。	自立支援協議会運営事務局へ参画。各部会への全ての部会参加が実施できず、来年度取り組みを強化していく。協議会としては部会構成など大きな課題があり、令和8年度中に令和9年度に向けた整理を行っていく。
(6)医療的ケア児等の支援に関する取組	関係機関とのネットワークの構築及び医療的ケア児等に関する各種会議へ出席し、連携体制の強化及び円滑な業務の実施を図る。	医療的ケア児相談支援センターノアと個別のケースを共有し支援を実施。自立支援協議会内に設置されているプロジェクトへ参画し、令和8年度に医療的ケア児等に対する検討の場を設けたことで、行政機関などとのネットワーク構築や地域課題解消に向けた取り組みを行っていく。

(7)その他基幹相談支援センターの運営にあたり必要な業務		市内の総合病院等の医療機関に対し、基幹相談支援センターの機能周知を実施した結果、障害福祉を専門としない他領域との連携基盤が強化されました。 この取り組みにより、病院内の地域連携室や入院患者のご家族から直接相談をいただく機会が増えた。

７．茅ヶ崎市自立支援協議会代表者会議委員による意見

・障害特性についてや障がいそのものへの考え方についてなど正しい知識と新しい知見が市内の相談支援専門員に届く機会を設けていただきたいと考えます。
・障害特性だけでなく、行動の背景にはトラウマがあるかもしれないとトラウマの知識を持って支援にあたる、トラウマインフォームドケア市内に地域に普及されると相談員の困り感も軽減されるのではないかと考えます。
・基幹相談、一般相談、指定相談の三層構造が上手く連携されていないようにうかがえます。基幹相談の人材育成や困難事例の連携が個別相談が多くあることで希薄化してい原因を改善していくためには個別事例の交通整理をどのようにしていくかも課題の一つだと考えます。単に移行することではなくどの段階から移行をするのか事例によって異なります。また。移行しアフターフォローをどのようにするか。移行先からの連絡まちだけではなく一定期間は移行先への連絡を取り状況把握をして困難なこと等あれば時点で介入することで移行先を支えることが求められます。ただ、基幹相談だけがその動作を行うのでは煩雑となってしまうことが懸念されるため一般相談も含めて行えることで充足するのではと考えます。
・支援者からの相談件数が児童・成人を合わせて約３倍に達したことや、相談元の機関が非常に多岐にわたっていることから、基幹相談支援センターのニーズの高まりが伺えました。しかし、基幹相談支援センターが個別支援に多くの時間を割いていることで、本来期待される地域支援機能や後方支援機能が十分に発揮できていないことは、大きな課題であると考えます。基幹相談支援センターは地域全体を支えるセンター的機能を果たせる体制づくりが求められるため、相談支援体制の構造的な部分の見直しが必要であると考えます。
今後は、相談員の確保・育成、基幹相談支援センターの本来機能の回復、委託相談支援事業所の負担軽減を一体的に進め、地域全体で相談支援を支える仕組みへ転換していくことが重要であると考えます。
・相談支援対応が増加しており、個別相談に基幹相談支援センターが対応せざるを得ない状況は課題であり、相談支援体制の構築が引き続き重要であると改めて認識しました。
・セルフプラン率が高い地域特性を踏まえ、基幹相談支援センター単独の課題というよりは、相談支援体制の仕組みの検討と合わせて　基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定事業所の相談員数が充足しているのかどうかについても　検証するとともに課題解決をすることが必要であると考えます。
・全相談機関共通の懸念点　課題や問題が当事者より表出されたものに限定されたものになっていないか。相談機関として対応している事由に関しての対応力は十分足りているのか。足りていない場合、どのような改善方法を具体化して検討しており、評価・振り返りなどの期間も明確化されていないので結果（評価）不在で複数年経過しても実感として向上を体感できにくい要因になっていないだろうか。人員増が必要なことは承知しているが、人員増はなかなか容易ではなく急務としては離職者を削減することが現状の優先事項と思われる。このため職員の質を向上させる仕組みを作り、質の向上で課題や問題解決に係る業務の負担感を減らし職場の定着率向上を目指す。具体的には内部研修も重要だが、外部を含んだケア会議の開催でOJT実践を増加させていく。現状では１０～２０年程度の経験ある実務者も限られており、質の担保が出来ていない状況で経験数の浅い職員が第一線で独力に近い状況で従事していることで負担感を増幅させ離職状況にも反映されているのではないか。
・「困ったら基幹へ相談できる」という体制があることで、相談事業所の精神的負担がかなり軽減されている。
・定期的に開催されるグループスーパービジョンは、相談支援員を孤立化させず、自分や自事業所だけでは考えつかない支援のアイデアをいただけるので、とても勉強になる貴重な機会となった。
・様々な研修を企画していただき、これまで接点のなかった職種の方と交流する機会を設定してもらったことで、その後の支援の広がりにつながった。

８．茅ヶ崎市自立支援協議会代表者会議委員による意見を踏まえた検討状況

　現状、本来の中核的機能である「相談支援体制の構築」「人材育成※後方支援含む」の役割が十分に果たされていない事は大変大きな課題と捉えています。
　現在、行政機関とともに相談支援事業3層の役割整理や今後の市域全体の相談支援体制に関する検討の場を設置し検討を行ってきております。特に障害種別毎の相談支援事業からスタートした【委託相談支援事業】の役割整理及び体制整備が重要であると考えています。また委託相談支援事業に限らず、指定特定相談支援事業所との有機的な連携（役割の理解・繋ぎ・連携等）も合わせて理解の共有を図る必要があると考え、自立支援協議会（相談部会）や相談支援事業所連絡会での継続した検討を行っていきます。
　質の向上に関しても多くのご意見いただいている通り、定例化されたグループスーパービジョンの他に、研修会等を開催し市内全体の相談員を繋ぎながらボトムアップしていける取り組みを行っていきます。理想とすべきは、日々の実践を人材育成の機会として捉え、OJTを通じて相談支援専門員の育成を継続的に行える体制の整備を進めていきたいと考えています。また市域のみに限らず、湘南東部障害保健福祉圏域（2市1町）での共通課題に関する研修等も継続実施していく方向で企画検討しています。